

医 事 課

令和3年医政局所管国家試験実施計画

	官報公告	願書受付期間	筆記試験	合格発表	試験地
第115回 医師国家試験	2.7.1(水)	2.11.2(月)～2.11.30(月)	3.2.6(土) ----- 3.2.7(日)	3.3.16(火) 14:00～	北海道、宮城県、東京都、新潟県、 愛知県、石川県、大阪府、広島県、 香川県、福岡県、熊本県、沖縄県
第114回 歯科医師国家試験	2.7.1(水)	2.11.2(月)～2.11.30(月)	3.1.30(土) ----- 3.1.31(日)	3.3.16(火) 14:00～	北海道、宮城県、東京都、新潟県、 愛知県、大阪府、広島県、福岡県
第107回 保健師国家試験	2.8.3(月)	2.11.13(金)～2.12.4(金)	3.2.12(金)	3.3.26(木) 14:00～	北海道、青森県、宮城県、東京都、 新潟県、愛知県、石川県、大阪府、 広島県、香川県、福岡県、沖縄県
第104回 助産師国家試験	2.8.3(月)	2.11.13(金)～2.12.4(金)	3.2.11(木)	3.3.26(木) 14:00～	北海道、青森県、宮城県、東京都、 新潟県、愛知県、石川県、大阪府、 広島県、香川県、福岡県、沖縄県
第110回 看護師国家試験	2.8.3(月)	2.11.13(金)～2.12.4(金)	3.2.14(日)	3.3.26(木) 14:00～	北海道、青森県、宮城県、東京都、 新潟県、愛知県、石川県、大阪府、 広島県、香川県、福岡県、沖縄県
第73回 診療放射線技師国家試験	2.9.1(火)	2.12.14(月)～3.1.4(月)	3.2.18(木)	3.3.23(火) 14:00～	北海道、宮城県、東京都、愛知県、 大阪府、広島県、香川県、福岡県
第67回 臨床検査技師国家試験	2.9.1(火)	2.12.14(月)～3.1.4(月)	3.2.17(水)	3.3.23(火) 14:00～	北海道、宮城県、東京都、愛知県、 大阪府、広島県、香川県、福岡県、 沖縄県
第56回 理学療法士国家試験	2.9.1(火)	2.12.14(月)～3.1.4(月)	(筆記)3.2.21(日) (実技)3.2.22(月)	3.3.23(火) 14:00～	北海道、宮城県、東京都、愛知県、 大阪府、香川県、福岡県、沖縄県 実技は東京都のみ
第56回 作業療法士国家試験	2.9.1(火)	2.12.14(月)～3.1.4(月)	(筆記)3.2.21(日) (実技)3.2.22(月)	3.3.23(火) 14:00～	北海道、宮城県、東京都、愛知県、 大阪府、香川県、福岡県、沖縄県 実技は東京都のみ
第51回 視能訓練士国家試験	2.9.1(火)	2.12.14(月)～3.1.4(月)	3.2.18(木)	3.3.23(火) 14:00～	東京都、大阪府

(指定試験機関実施)

令和3年医政局所管国家試験実施計画

	官報公告	願書受付期間	筆記試験	合格発表	試験地
第29回 あん摩マッサージ指圧師 国家試験	2.9.1(火)	2.12.1(火)～2.12.18(金)	3.2.27(土)	3.3.26(金) 14:00～	(晴眼者) 宮城県、東京都、愛知県、大阪府、 香川県、鹿児島県 (視覚障害者) 各都道府県
第29回 はり師国家試験	2.9.1(火)	2.12.1(火)～2.12.18(金)	3.2.28(日)	3.3.26(金) 14:00～	(晴眼者) 北海道、宮城県、東京都、新潟県、 愛知県、大阪府、広島県、香川県、 福岡県、鹿児島県、沖縄県 (視覚障害者) 各都道府県
第29回 きゅう師国家試験	2.9.1(火)	2.12.1(火)～2.12.18(金)	3.2.28(日)	3.3.26(金) 14:00～	(晴眼者) 北海道、宮城県、東京都、新潟県、 愛知県、大阪府、広島県、香川県、 福岡県、鹿児島県、沖縄県 (視覚障害者) 各都道府県
第29回 柔道整復師国家試験	2.9.1(火)	3.1.4(月)～3.1.14(木)	3.3.7(日)	3.3.26(金) 14:00～	北海道、宮城県、東京都、石川県、 愛知県、大阪府、広島県、香川県、 福岡県、沖縄県
第23回 言語聴覚士国家試験	2.9.1(火)	2.11.24(火)～2.12.11(金)	3.2.20(土)	3.3.26(金) 14:00～	北海道、東京都、愛知県、大阪府、 広島県、福岡県
第34回 臨床工学技士国家試験	2.9.1(火)	2.12.11(金)～3.1.6(水)	3.3.7(日)	3.3.26(金) 14:00～	北海道、東京都、大阪府、福岡県
第34回 義肢装具士国家試験	2.9.1(火)	3.1.4(月)～3.1.18(月)	3.2.19(金)	3.3.26(金) 14:00～	東京都
第30回 歯科衛生士国家試験	2.9.1(火)	3.1.5(火)～2.1.14(木)	3.3.7(日)	3.3.26(金) 14:00～	北海道、宮城県、東京都、新潟県、 愛知県、大阪府、広島県、香川県、 福岡県、沖縄県
令和2年度 歯科技工士国家試験	2.9.1(火)	2.12.11(金)～2.12.18(金)	3.2.28(日)	3.3.26(金) 14:00～	北海道、宮城県、東京都、大阪府、 福岡県
第44回 救急救命士国家試験	2.9.1(火)	3.1.4(月)～3.1.22(金)	3.3.14(日)	3.3.26(金) 14:00～	北海道、東京都、愛知県、大阪府、 福岡県

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の
広告に関する検討会
開催要綱

1. 目 的

あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう（以下「あはき」という）及び柔道整復（以下「柔整」という）等の広告については、社会保障審議会医療保険部会「あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会」「柔道整復療養費検討専門委員会」において適正化を行うべきとの指摘があったところであり、また、医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告について見直しが行われたこと等を踏まえ、国民に対するあはき柔整等の情報提供内容のあり方について検討を行う。

2. 検討内容

- (1) 有資格者（あはき柔整）の広告のあり方について
 - ①ガイドラインの作成
 - ②広告可能事項の見直し
- (2) 無資格類似業者の広告のあり方について
- (3) その他

3. 構 成 員

構成員は別紙のとおりとする。

また、座長が必要と認めるときは、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

4. 運 営

- (1) 座長は構成員の互選とする。
- (2) 座長は座長代理を指名することができる。
- (3) 検討会の議事は別に検討会で申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (4) 検討会の事務は医政局医事課において行う。
- (5) その他、検討会の運営に関して必要な事項は、検討会において決定する。

5. 施 行

この要綱は、平成30年5月10日より施行する。

(別紙)

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の
広告に関する検討会

構成員

- | | |
|-------|--|
| 石川 英樹 | 公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会
業務執行理事(法制局長) |
| 磯部 哲 | 慶應義塾大学法科大学院教授 |
| 加護 剛 | 奈良県橿原市健康部 副部長 |
| 釜菴 敏 | 公益社団法人日本医師会 常任理事 |
| 木川 和広 | アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 |
| 坂本 歩 | 学校法人呉竹学園 理事長
(公益社団法人東洋療法学校協会 会長) |
| 竹下 義樹 | 社会福祉法人日本盲人会連合 会長 |
| 福島 統 | 東京慈恵会医科大学 教育センター長
(公益財団法人柔道整復研修試験財団 代表理事) |
| 前田 和彦 | 九州保健福祉大学 教授 |
| 三橋 裕之 | 公益社団法人日本柔道整復師会 理事 |
| 南 治成 | 公益社団法人日本鍼灸師会 副会長 |
| 三宅 泰介 | 健康保険組合連合会 医療部長 |
| 山口 育子 | 認定NPO法人ささえあい医療人権センターCOML
理事長 |

(五十音順、敬称略)

事務連絡
平成28年3月28日

各 都道府県
保健所を設置する市
特別区 衛生担当部（局）御中

厚生労働省医政局医事課
保険局医療課

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師と無資格者と
の判別に係るリーフレットの配布等について

手技による医業類似行為に関し、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師（以下「あはき師」という。）の国家資格を有しない者による施術を受けた者からの健康被害相談が報告されており、その要因の一つとして施術を受ける際にあはき師の有資格者と無資格者の判別が困難であることが指摘されています。

このため、今般、あはき師免許保有の有無の判別に資するよう別添のとおりリーフレットを作成したので、管内の関係者を含め、広く周知方よろしく願います。

また、平成27年9月15日付け医政局医事課事務連絡「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る厚生労働大臣免許保有証について」においてご連絡いたしました。平成28年3月28日に厚生労働大臣免許保有証が（公財）東洋療法研修試験財団（以下「財団」という。）から発行されることとなること、また、平成28年度の厚生労働大臣免許保有証の発行受付日程について財団より連絡がありました。

これらについて別添のとおり財団より周知用リーフレット（別添1、別添2）の送付がありましたので、併せて周知方よろしく願います。

なお、利用者が有資格者の施術所と判別できるよう、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条第1項第5号の規定に基く広告し得る事項」（平成11年3月29日厚告69号）を改正し、「施術所開設届を届出ている施術所であること」を広告可能事項に追加予定であり、現在パブリックコメント中であることを申し添えます。

あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうを受ける皆様へ

- ◎ 医師以外の方で**あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうを業として行うためには、国家資格が必要である**ことをご存じですか？
- ◎ 現在、健康の保持や病気の予防・治療などのために手技療法などによる様々なサービスを提供する事業者が増えています。
- ◎ これらの中には、**国家資格である「あん摩マッサージ指圧師」、「はり師」、「きゅう師」と**、いわゆる整体、カイロプラクティック、リラクゼーション、足裏マッサージなど国家資格制度がない者がおり、利用者の方が国家資格の有無を見分けづらいという声があります。
- ◎ このため、厚生労働省では、国家資格を持っているか見分けることができるよう都道府県を通じて施術所に対し資格情報の掲示などをお願いしています。
平成 28 年 4 月からは、**国家資格を保有していることを示すため、厚生労働省が(公財)東洋療法研修試験財団に依頼して「厚生労働大臣免許保有証」を発行しています。**


◎施術者が国家資格を持っているかの確認のポイント

施術所の外で確認できるもの

- (1) 施術所の看板等に国家資格を有する者であることの記載がある

施術所の中で確認できるもの

- (2) 施術所内に①保健所に届け出た施術所であることの記載、②免許証又は免許証の内容(資格、氏名、施術者登録番号(又は免許登録番号))を記載した書面の掲示がある
- (3) 施術者が**ネームプレート(厚生労働大臣免許保有証)**を着用している
※(2)につきましては、各地域で様式が異なることがあります。

厚生労働大臣免許保有証	
氏名：東洋太郎	
生年月日：平成〇年〇月〇日	
免許登録番号	
あん摩マッサージ指圧師	厚労登12345号
はり師	東京第45678号
きゅう師	-----
上記事項が名簿に登録され、免許証が交付されていることを証明する。 <small>厚生労働大臣指定登録機関</small>	
有効期限：平成〇年〇月〇日	



◎健康保険(療養費)の適用について

- ・**健康保険(療養費)は、国家資格の保有者でなければ対象となりません。**
- ・国家資格の保有者のいる施術所であっても、実際に施術行為をした者が国家資格の保有者でない場合は、健康保険(療養費)の支給対象とならないのでご注意ください。

◎照会先

- ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師に関するご相談などは、最寄りの保健所などにご連絡下さい。
- ・厚生労働省大臣免許保有証に関するご照会は、(公財)東洋療法研修試験財団(電話:03-3431-8771)にご連絡下さい。





厚生労働省

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師が

平成28年4月から

「厚生労働大臣免許保有証」を携帯します。

「厚生労働大臣免許保有証」は、
国家資格を保有していることを示すための
携帯用のカードです。

氏名：東洋太郎							
生年月日：平成〇年〇月〇日							
免許登録番号							
有効期限：平成〇年〇月〇日							
<table border="1"><tr><td>あん摩マッサージ指圧師</td><td>厚労第12345号</td></tr><tr><td>はり師</td><td>東京第45678号</td></tr><tr><td>きゅう師</td><td>-----</td></tr></table>	あん摩マッサージ指圧師	厚労第12345号	はり師	東京第45678号	きゅう師	-----	
あん摩マッサージ指圧師	厚労第12345号						
はり師	東京第45678号						
きゅう師	-----						
上記事項が名簿に登録され、免許証が交付されていることを証明する。							
厚生労働大臣指定登録機関							
公益財団法人 東洋療法研修試験財団 							

(大きさはクレジットカード大、顔写真入りのものです。)

【参考】厚生労働省医政局医事課 法令・通知等 (平成18年11月27日)

無資格者によるあん摩マッサージ指圧業等の防止について

医師以外の方が、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復の施術所等において、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅう及び柔道整復を業として行おうとする場合には、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)において、それぞれ、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を、柔道整復師法(昭和45年法律第19号)においては、柔道整復師免許を受けなければならないと規定されており、無免許でこれらの行為を業として行ったものは、同法により処罰の対象になります。

あん摩マッサージ指圧及び柔道整復等の施術を受けようとする皆様におかれましては、こうした制度の内容を御理解いただき、有資格者による施術を受けていただきますようお願いいたします。

※厚生労働大臣免許保有証は希望者に発行するもので、免許保有者が必ず保有しなければならないものではありません。



厚生労働大臣指定登録機関
公益財団法人 東洋療法研修試験財団

「厚生労働大臣免許保有証の発行について」

「厚生労働大臣免許保有証」とは

「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許証」をお持ちの方が、免許を保有していることを示すための携帯用カードです（被施術者が国家資格者による施術と認識できるように施術者の保有免許を示すカードとなります）

（免許証に代わるものではありません。保健所での施術所開設手続き等では使用出来ません）

厚生労働大臣免許保有証	
氏名：東洋太郎	
生年月日：平成〇年〇月〇日 免許登録番号	
あん摩マッサージ指圧師	東京第〇〇〇〇号
はり師	厚労第〇〇〇〇〇〇号
きゅう師	_____

顔写真

上記事項が名簿に登録され、免許証が交付されていることを証明する。
有効期限：平成〇年〇月〇日 厚生労働大臣指定登録機関

公益財団法人 東洋療法研修試験財団

- ※公益財団法人東洋療法研修試験財団が発行します。
- ※大きさはクレジットカード大、顔写真入りのものです。
- ※有効期間は発行日より5年間です。（5年後更新）
- ※複数免許がある場合（例 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の3免許）でも、「厚生労働大臣免許保有証」は1枚の発行となります。
- ※申請書類(新規申請、書換え、再交付)の受付・発行は年1回です。
- ※厚生労働大臣免許保有証は希望者に発行するもので、免許保有者が必ず保有しなければならないものではありません。

◆ 交付申請手続き（申請受付団体等）

公益財団法人東洋療法研修試験財団のホームページにて平成28年4月より交付申請を行う団体をお知らせいたします （同財団では申請用紙の配布・受付は行いません。）
詳細は各申請受付団体までお問い合わせ下さい。

◆ 発行手数料

4,000円（消費税含、実費相当）

◆ 発行に必要な書類

申請書、本人確認書類（※1）、住民票（※2）、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許証の写し、写真（パスポート用のサイズ・規格 2枚）

詳細は上記の各団体にお問い合わせ下さい。

※1 運転免許証、写真付き住基カード、パスポート等

※2 本籍地記載で発行日から6ヶ月以内のもの

◆ 申請受付開始

上記の各団体で平成28年7月1日より受付を開始いたします。

◆ 申請受付締切

上記の各団体に平成28年8月31日まで提出して下さい。

◆ 送付日

平成29年1月下旬発送（予定）

以上



医政医発1218第1号
平成29年12月18日

各都道府県医務主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長



公益社団法人日本医師会が発行する医師資格証の提示による
医師の資格確認について

医師の資格確認については、無資格者による医業を防止する観点から、「医師及び歯科医師の資格確認の徹底について（通知）」（平成24年9月24日付け医政医発0924第1号、医政歯発0924第2号厚生労働省医政局医事課長、歯科保健課長通知）において、医師の採用時における免許証及び卒業証書の原本の確認等の徹底をお願いしてきたところです。

今般、公益社団法人日本医師会からの依頼に基づき、当団体が発行する医師資格証について、厚生労働省医政局医事課において医籍との照合を実施し、登録事項（氏名、生年月日、医籍登録年月日、医籍登録番号）を確認するとともに、今後新規に発行される医師資格証についても、同様の照合を実施することとしております。

また、医師資格証の発行に際しては医師免許証の原本確認も行っている点も踏まえ、今後は採用時における医師の資格確認に当たって、医師資格証による資格確認も可能としますので、当該取扱について関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。

なお、医師法第30条の2の規定に基づき、厚生労働省ホームページ上に医師等の資格確認を行うための「医師等資格確認検索システム」(<http://licenseif.mhlw.go.jp>)を設けていることから当該システムを活用するとともに、必要に応じて医師免許証の原本提示も求め、引き続き適正な資格確認を行うよう、併せて周知をお願いいたします。